

第 4 号

熊本県税条例及び熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税条例及び熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年6月14日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例及び熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

(熊本県税条例の一部改正)

第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第39条第1項第3号中「及び同法第2条第1項第14号」を「、同法第2条第1項第14号」に改め、「発電事業等」という。)の次に「及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業(以下この節において「特定卸供給事業」という。)」を加える。

第41条第2項及び第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第75条第2項中「であって、県央広域本部長の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改める。

第98条の12第3項中「であって、前項の事務所又は事業所の所在地を管轄する広域本部長の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改める。

(熊本県産業廃棄物税条例の一部改正)

第2条 熊本県産業廃棄物税条例(平成16年熊本県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「であって、課税地を管轄する広域本部長の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条(熊本県税条例第75条第2項及び第98条の12第3項の改正規定に限る。)、第2条及び附則第3項の規定 令和4年1月1日

(2) 第1条(熊本県税条例第75条第2項及び第98条の12第3項の改正規定を除く。)及び附則第2項の規定 令和4年4月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例(以下「新条例」という。)第75条第2

項及び第98条の12第3項の規定は前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に備付けを開始する新条例第75条第1項又は第98条の12第2項に規定する帳簿について適用し、第2条の規定による改正後の熊本県産業廃棄物税条例第17条第2項の規定は同日以後に保存を行う同条第1項に規定する帳簿について適用する。

- 3 新条例第39条第1項第3号並びに第41条第2項及び第3項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。